

仕 様 書

1. 件名
要介護・要支援認定調査業務委託(単価契約)
2. 履行期間
令和 年 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
3. 履行場所
調査対象者の居宅又は入所・入院施設
4. 委託内容
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 28 条第 5 項に規定する指定居宅介護支援事業者等又は介護支援専門員であり、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 40 条第 5 項の要件を満たすものに以下に掲げる調査を行わせ、その結果の成果物を発注者に引き渡すものとする。
 - (1) 調査項目 74 項目及び特記事項
 - ① 概況調査
 - ② 基本調査
 - 第 1 群 身体機能・挙動動作
 - 第 2 群 生活機能
 - 第 3 群 認知機能
 - 第 4 群 精神・行動障害
 - 第 5 群 社会生活への適応
 - 6 過去 14 日以内に受けた医療
 - 7 日常生活自立度
 - (2) 調査対象者
要介護・要支援更新等認定申請者
 - (3) 調査実施方法
発注者が依頼書により調査対象者を通知し、受注者は業務に支障がない限り、これを受注するものとする。受注者の責めによらない事由により、発注者の定める時期までに成果物を引き渡せない場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。
 - (4) 従事者名簿
受注者は、上記の認定調査の開始に際し、あらかじめ調査に従事する者に係る事業所等毎の名簿を発注者に提出するものとし、契約期間中に従事者に追加・減員等が生じた場合には変更報告書を発注者へ提出するものとする。また、事業所の追加があった場合は、発注者へ報告し、了承を得るものとする。
 5. 諸経費
認定調査に要する交通費、通信運搬費、その他諸経費については、受注者の負担とする。
 6. 成果物の検査等
受注者は、認定調査終了後に速やかに調査票を提出し、その後に発注者が定める期日までに一月分の完了報告兼確認書を発注者に引き渡して発注者の検査を受けなければならない。検査に合格しない場合は、発注者の指示に従い必要な補正を行い発注者の検査を受けなければならない。
 7. 業務委託料の支払先
委託料の支払先は、受注者の口座とする。ただし、支払先の指定(委任)により支払先を変更することができる。
 8. 事故発生時の義務
受注者は、認定調査業務の処理において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、速やかに発注者及び認定調査対象者に報告をするとともに、必要な措置を講じるものとする。
 9. 契約解除等
 - (1) 業務委託契約約款の定めのほか、受注者が指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設又は地域包括支援センターの指定を取り消されたときは、発注者は、この契約を解除することができる。
 - (2) 前号の定めに基づき契約を解除した場合は、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者はその責めを負わないものとする。
 10. 介護扶助に係る調査
前各項は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 15 条の 2 第 1 項に定める介護扶助決定のため同法第 28 条第 1 項に基づき行われる調査(認定調査に限る。)について準用する。
 11. 個人情報の保護
委託業務における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。